

令和6年度

## 人吉市国民健康保険の 医療費状況を お知らせします



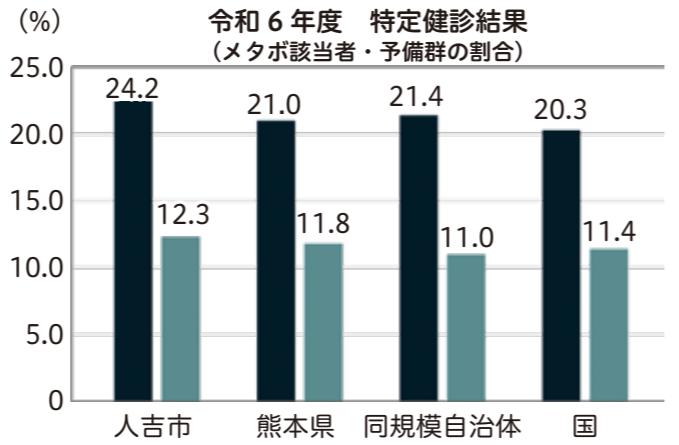
### メタボ該当者や予備群の割合が 高くなっています

本市では、メタボリックシンドローム（メタボ）該当者や予備群の割合が、同規模自治体などと比較すると高いことが分かります。偏った食生活や運動不足、ストレス、喫煙などの生活習慣が原因の場合が多く、進行すると生活習慣病を引き起こすことがあります。

メタボ該当者

メタボ予備群

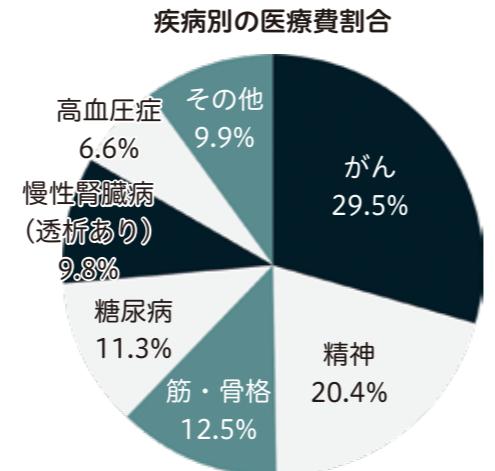
※グラフの出典は全て「国保データベースシステム：R6年度」



### 医療費の割合は生活習慣病が 多くを占めています

糖尿病や高血圧症、慢性腎臓病（透析あり）などの生活習慣病と言われる病気の医療費割合が、国と比べ24.1%高くなっています。

1年に一度、健診を受けて体の状態を知ることで、生活習慣病をはじめとするさまざまな病気の予防につながり、重症化を防ぐことができます。

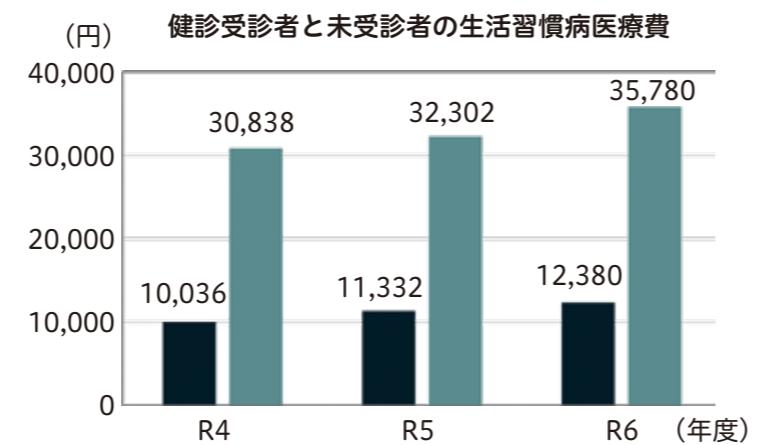


### 健診を受けていない人の生活習慣病 医療費は高くなっています

生活習慣病医療費を健診受診者と健診未受診者で比較すると、健診未受診者の医療費が高くなっています、令和4年度は3.1倍、令和5・6年度は2.9倍となっています。

健診受診者

健診未受診者

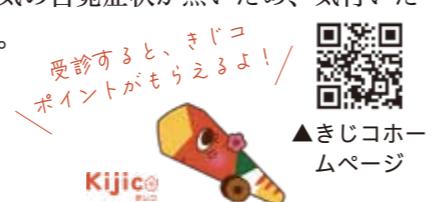


### 年に1回、特定健診を受診しましょう！

市では、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健診を行っています。特定健診の受診は、健康状態を把握でき、生活習慣病の予防や病気を早期発見できる機会です。病気の自覚症状が無いため、気付いたときには重症化していたということがないよう、ぜひ特定健診を受けましょう。

令和8年度の健診の申し込みが始まります。詳しくは20ページをご覧ください。

問合せ 市市民課国保年金係（☎22-2111 内線1021）



# 国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。国民年金保険料の学生納付特例制度とは、所得がない学生が、将来年金を受け取ることができなくなったり、事故などで障がいが残った場合に障害基礎年金を受けられなくなったりすることを防ぐため、本人の申請で保険料の納付が猶予される制度です。  
※学生は、学生納付特例だけ利用できます。

### 学生納付特例制度2つのポイント

#### 本人の所得だけで審査

本人の所得だけで審査するため、世帯主の所得が高く通常の保険料免除の対象にならない学生でも、本人の所得がない場合は学生納付特例の対象です。

#### 障害・遺族基礎年金が受給可能に

学生納付特例期間中にけがや病気などで障がいや死亡といった不慮の事故が発生した場合、障がいの状態に応じて障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。  
※障がいや死亡といった事故が発生するまでの国民年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納付・免除・猶予されていること、または事故直前の1年間に保険料の未納がないことが条件です。

### 「納付」・「学生納付特例」・「未納」の違い

#### 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に入るか？

納付	<input type="radio"/> 入る
学生納付特例	<input type="radio"/> 入る
未納	<input checked="" type="radio"/> 入らない

#### 老齢基礎年金の受給資格期間に入るか？

納付	<input type="radio"/> 入る
学生納付特例	<input type="radio"/> 入る
未納	<input checked="" type="radio"/> 入らない

#### 老齢基礎年金の年金額に計算されるか？

納付	<input type="radio"/> 計算される
学生納付特例	<input checked="" type="radio"/> 計算されない ※追納した場合は年金額に計算されます ※追納は保険料が高くなる場合があります
未納	<input checked="" type="radio"/> 計算されない

### 申請の方法

年金事務所か市市民課国保年金係（市役所1階2番窓口）にある申請書に必要事項を記入し提出してください。申請には、在学期間が分かる在学証明書（原本）か学生証（有効期限・学年・入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しが必要です。詳しくは市市民課にお問い合わせください。



▲日本年金機構  
ホームページ

### 申請は毎年必要です

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に発生した不慮の事故や病気による障がいで障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので注意してください。

4月1日現在、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、4月上旬に申請書（はがき）が届きますので、必要事項を記入し返送してください。



### 過年度分の追納額は？

■学生納付特例期間は、10年前までさかのぼって追納（後払い）することができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

■学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■保険料の追納には納付書が必要です。住民登録をしている市町村を管轄する年金事務所（本市在住の人は八代年金事務所）で納付書を作成します。

※追納は、保険料が安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納付し、さらに口座振替の早割制度や保険料の前納制度の利用をお勧めします。

問合せ 追納について 八代年金事務所（☎0965-35-6123）

申請について 市市民課国保年金係（☎22-2111 内線1023）